

特別高圧契約*で電力を利用している
県内の中小企業者を対象に
電気使用量に応じて料金の一部を支援します。

*特別高圧とは、2,000kW以上の契約電力です。
例) 大規模工場、大型ショッピングセンター等

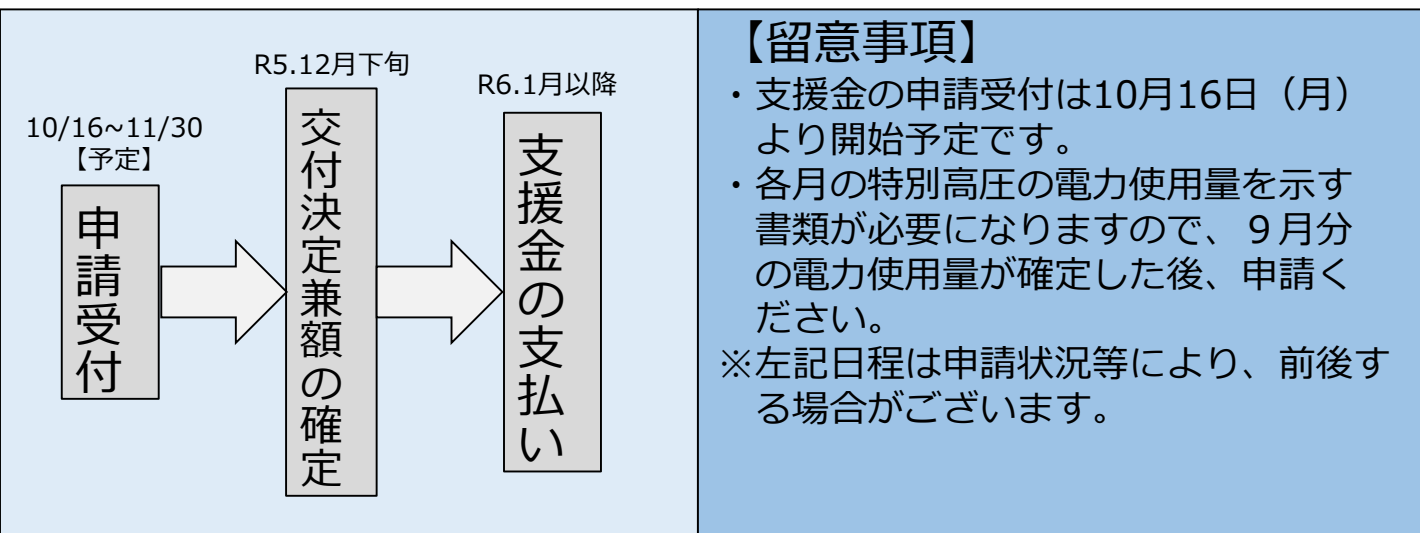
□事業概要

対象事業者	中小企業の皆様
	(1) 特別高圧契約を結んでいる中小企業（みなし大企業は対象外）。
	(2) 特別高圧契約を結んでいる大規模店舗にテナント入居する中小企業（みなし大企業は対象外）。
	みなし大企業の皆様
	(1) 特別高圧契約を結んでいるみなし大企業（直近及び2期前の決算の営業損益の合算額で赤字が生じている企業のみ対象）。
	(2) 特別高圧契約を結んでいる大規模店舗にテナント入居するみなし大企業（直近及び2期前の決算の営業損益の合算額で赤字が生じている企業のみ対象）。

※いずれも島根県内に事業所を有する企業が支援対象。
発電事業者やATM設置等無人で業を営む場合は支援対象外。

支援額	1 - 8月	9月
	電力消費量(kwh)× 3.5 円	電力消費量(kwh)× 1.8 円
	・ 中小企業は 1 契約あたり上限5,000万円。 ・ みなし大企業は1契約あたり上限2,000万円、又は、直近及び2期前の決算の営業損益の合算額のいずれか小さい額。	

□スケジュール



□提出書類

1	支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
2	誓約書
3	特別高圧使用電力量集計表
4	対象期間の特別高圧の電力使用量（kwh）を示す書類 例）電気料金の請求書等
5	支払先口座の確認資料 例）通帳の写し等…口座（カナ）名義、番号等が記載された頁 ※普通預金の場合、通帳の表紙、表紙裏面に記載があります。 当座預金で名義が確認できない場合は、下記連絡先にお問い合わせください。
6	直近2期分の決算書（みなし大企業のみ提出）

□提出方法

・ 原則、電子メールにより提出してください。※難しい場合は紙による申請も可能です。 ・ 県内に支援金対象店舗が複数ある場合は、1申請にまとめて申請をお願いします。 ・ 本年7月に支援対象者の把握のためのアンケートを実施しています。申請者が本アンケート未回答の場合は、申請書提出に併せてアンケートも提出願います。

□お問い合わせ先

島根県 商工労働部 産業振興課 次世代産業育成スタッフ 特別高圧電力支援担当 TEL : 0852-22-6647 E-mail : tokubetukou@pref.shimane.lg.jp	
--	--